

9月24日(第4回目)

1. 講議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時56分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	久 天 豪 太 郎	2番	北 嘉 定
3番	天 久 盛 雄	4番	安 次 盛
5番	石 天 真 六	6番	仲 村 春
7番	川 横 稲 安	8番	吉 田 美 王
9番	里 川 稲 安	10番	村 伸 王
11番	川 佐 伸 安	12番	大 仲 喜
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 宮 敏
15番	宮 佐 盛 得	16番	仲 宮 行 助
17番	伊 佐 真 行	18番	仲 伸 光
19番	武 古 渡 清	20番	村 伸 光
21番	渡 清 次 郎		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同数である。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事清明のため出席したものは次の通りである。

市長	島 袋 全	一	助役	松 奥 正	正
取扱役	沢 し 実	一	務課長	井 里 山	将
財政課長	具 喜 好	水	民生課長	佐 伊	喜
水道課長	國 吉 真	義	経済課長	大	誠
楚辯課長	島 袋 昌	兼	消防団長		幸

7. 議会事務局員の出席者は次の通りである。

事務局長	宮 城 光 雄	書記	島 袋 真	出
------	---------	----	-------	---

8. 議事日程は次の通りである。

9月24日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後3時56分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏	名	議席	氏	名
1番	天 久	豪太郎	2番	比 嘉	亮信
3番	天 久	盛 雄	4番	安 次	定盛
5番	石 川	真 六	6番	仲 村	春果
7番	福 嶺	正 康	8番	石 田	英正
9番	安 里	里 安	10番	又 大	弘昇
11番	石 川	佐 真	12番	仲 村	永行
13番	伊 佐	城 得	14番	宮 里	助光
15	宮 城	盛 昌	16番	宮 里	敏幸
17番	伊 佐	貞 寿	18番	仲 村	盛
19番	武 島	行 男	20番	仲 伸	
21番	古 波	咸 清 次郎			

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同様である。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市 長	島 袋 全	一	助 役	松 川	正 義
収 入 役	沢 し 安	一	総務課長	奥 里	俊 喜
財 政 課 長	吳 屋 好	永	民生課長	当 山	善 友
水 道 課 長	國 吉 真	義	経済課長	伊 佐	誠 仁
建設課長	島 袋 昌	兼	消防団長	大 城	幸

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。

事務局長 宮 城 光 雄 書 記 島 袋 真 由

8. 議事日程は次の通りである。

議程第16 議案第22号 宜野湾都市計画事業第三地区回収工事の施工について

議程第17 諸問第2号 宜野湾都市計画事業土地区回収工事(第二地区)について

議程第18 諸問第3号 那珂市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水権利計画について

議程第21 議案第30号 基本財産積立金の積立停止について

議程第27 議案第23号 1966年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席16名であります、市町村自治法の第43条によりまして議会は成立しております、よつて只今より本日の会議を開きます。

議長～暫休憩致します。(午前10時46分)

議長～再開致します。(午前10時47分)

議長～議案第22号 宜野湾市都市計画事業第2地区土地区回収工事の施工については、去つた本会議で施工監査委員会の方に付託してありましたが、報告書が参つております、その報告書を一応事務局長より朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前10時49分)

施工監査委員長～御報告申し上げます、只今事務局長が朗読した通りでございます、その他の点に付ましては減歩の方法とか或は又都市計画の内容についても充分に検討致しました結果原案通り可決すべきものと決定致しております、その監査報告書はお手元に配られておりますのでその旨につ

日程第 16 議案第 22 号 宜野湾都市計画事業第二地区整理事の施工について

日程第 17 質問第 2 号 宜野湾都市計画土地区画整理施工規程(第二地区)について

日程第 18 質問第 3 号 那覇市上水道導水管敷設変更及び当市内からの取水拡張計画について

日程第 21 議案第 30 号 基本財産積立金の積立停止について

日程第 23 議案第 23 号 1966 年度宜野湾市才入才出予算について

議長～出席 16 名であります。市町村自治法の第 53 条によりまして議会は成立しております。よつて只今より本日の会議を開きます。

議長～暫休憩致します。(午前 10 時 46 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 47 分)

議長～議案第 22 号 宜野湾市都市計画事業第 2 地区土地区画整理事業の施工については、去つた本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、報告書が参つております。その報告書を一応事務局長より朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午前 10 時 48 分)

議長～再開致します。(午前 10 時 50 分)

経工委員長～御報告申し上げます。只今事務局長が朗読した通りでございます。その他の点に付ましては減歩の方法とか或は又都市計画の内容についても充分に検討致しました結果原案通り可決すべきものと決定致しております。その他計画書はお手元に配られておりますのでその他につ

いては御質問にお答えいたいと思っております。只今2枚程ブリフとをお配り致しましたが、これは従来のものがその数字かれこれにおいて不鮮明ございましたので工応刷り替えてお配りしておりますので取り替えてもらう様にお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑がございませんので質疑を省略することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので質疑を省略し討論に移ります。

議長～討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～議案第22号 宜野湾市都市計画第2地区土地区画整理事業の施工については委員会案通り可決することにご異議ありませんか？

議長～御異議がありませんので委員会案通り可決することに決定致します。

議長～次は路線第2号、宜野湾市都市計画土地区画整理事業第2地区については元の本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、一応報告書がまいつてあります。

議長～暫休憩致します。(午前11時12分)

議長～再開致します。(午前11時14分)

議長～事務局長をして朗読せしめます。

いては御質問にお答えしたいと思つております。只今2枚程プリンとをお配り致しましたが、これは従来のものがその数字かれこれにおいて不鮮明でございましたので1応刷り替えてお配りしておりますので取り替えてもらう様にお願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑がございませんので質疑を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので質疑を省略し討論に移ります。

議長～討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略し表決に移ります。

議長～議案第22号 宜野湾市都市計画第2地区土地区画整理事業の施工については委員会案通り可決することにござ異議ありませんか。

議長～御異議がありませんので委員会案通り可決することに決定致します。

議長～次は諮問第2号 宜野湾市都市計画土地区画整理事業施工規程第2地区については先の本会議で経工常任委員会の方に付託してありましたが、一応報告書がまいづて来ております。

議長～暫休憩致します。(午前1時12分)

議長～再開致します。(午前1時14分)

議長～事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。（午前11時15分）

議長～再開致します。（午前11時25分）

議長～経工常任委員長の報告を求めます。

委員長～ご報告申し上げます。只今事務局長をして朗読した通りでござります。本施工規程の場合は、区画整理法並に明治年代の日本の耕地整理法そいつた様な法自体が盛り込まれておらず、非常にこの内容文集についても理解するのに非常に難点がございまして本文の場合におきましても、1点区画整理を施行するに当つて、特に困難が生じない様に疑問が生じない様にという観点からしまして語くの訂正が多分にございましたら、その質問に対してお答えしたいと思います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午前11時27分）

議長～再開致します。（午後12時00分）

議長～質疑もつきたようありますので質疑を終りたいと思いますが御異議ありませんか。

議長～質疑がある様でありますので質疑を許します。

4番～第8号の評議委員の3名を2名に修正してありますが、その理由を御詫願願います。

委員長～理由と致しましては、3名という人数ではこの評議するという責任において非常に重すぎると云う見解からして2名というのが大体妥当な見解じゃないかという見解から3名を2名にふやしてあります。奇数であると云う事はいわゆるこの審議において多數決を取るという原則に立つた場合奇数でなくちやいがないだろうと云う考え方であります。

議 長～暫休憩致します。（午前11時15分）

議 長～再開致します。（午前11時25分）

議 長～経工常任委員長の報告を求めます。

委員長～で報告申し上げます。只今事務局長をして朗読した通りでございます。本施工規程の場合は、区画整理法並に明治年代の日本の構地整理法そういうふた様な法自体が整備されておりませんので非常にこの内容文案についても理解するのに非常に難点がございまして本文の場合におきましても、1応区画整理を施行するに当つて、特に困難が生じない様に疑問が生じない様にという観点からしまして語くの訂正が多分にございましたら、その質問に対してお答えしたいと思います。

議 長～本案に対する質疑を求める。

議 長～暫休憩致します。（午前11時27分）

議 長～再開致します。（午後12時00）

議 長～質疑もつきたようありますので質疑を終りたいと思いますが御異議ありませんか。

議 長～質疑がある様ありますので質疑を許します。

4 番～第8号の評議委員の3名を5名に修正してありますが、その理由を御説明願います。

委員長～理由と致しましては、3名という人數ではこの評議するという責任において非常に重すぎると云う見解からして5名というのが大体妥当な員数じやないかという見解から3名5名にふやしてあります。寄数であると云う事はいわゆるこの判断において多數決を取るという原則に立つた場合寄数でなくちやいかないだろうと云う考え方であります。

4 番～別に根拠はないですが、

委員長～根拠は只今申し上げたのが根拠であります、

4 番～法的根拠は、

委員長～法的な根拠はこれは法にはですね、3人以上となつておりますので、だから起業者自体3人であれば良いという見解から3の数学を入れたそうです、しかしながら事業事務体が特に当面でありますし、そういうた価格の評価というものには非常にむつかしい問題でありますので後2人ふやした方がより効果的じやないかという考え方から2名ふやしてあります。

4 番～予算とは関係ないですか、もちはそれは3名から5名に増えますので予算上は多くなります、而この場合は給料でなくしてあくまでも費用の弁償でありますから、御参考までに申添えます。

議 長～別に質疑がございませんので質疑を終る事に御異議ありませんか、

議 長～異議がありませんので質疑を終ります。

議 長～本案に対する討論を許します、

議 長～討論を省略せ表決に移ります、する事にございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります、

議 長～^{第2地区}諮問第2号 宜野湾市都市計画事業生地区区域規程
第2地区については、本委員会案通り可決することにござ
異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

4 番～別に根拠はないですが、

委員長～根拠は只今申し上げたのが根拠であります。

4 番～法的根拠は、

委員長～法的な根拠はこれは法にはですね、3人以上となつておりますので、だから起案者自体3人であれば良いという見解から3の数字を入れたそうです。しかしながら事業事體が特に当初でありますし、そういうふた価格の評価というものには非常にむづかしい問題でありますので後2人ふやした方がより効果的じやないかという考え方から2名ふやしてあります。

4 番～予算とは関係ないですか。もち論それは3名から5名に増えますので予算上は多くなります。向この場合は給料でなくしてあくまでも費用の弁償でありますから、御参考までに申添えます。

議 長～別に質疑がございませんので質疑を終る事に御異議ありませんか。

議 長～異議がありませんので質疑を終ります。

議 長～本案に対する討論を許します。

議 長～討論を省略し表決に移ります。する事に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。

議 長～諮問第2号 宜野湾市都市計画事業土地区画整理事業規程第2地区については、本委員会案通り可決することにございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご了承ございませんので委員会案通り可決へ定致します

議 長～貴重に従いまして進行致します。(午後1時)

議 長～次は議案の30号を御準備願います。

議 長～基本財産積立金の取立て停止についてを上程致します。

議 長～暫休憩致します。(午後1時08分)

議 長～再開致します。(午後1時09分)

議 長～本題に付ましては繼續審議申でありますのでさらに上程し議題といたします。

議 長～暫休憩致します。(午前1時10分)

議 長～再開致します。(午後1時11分)

議 長～議案30号に付ましては質疑並に討論を省略したいと思ひますかご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので質疑並に討論を省略して表決に移ります。

議 長～議案第30号 基本財産積立金停止について表決に移ります。

議 長～原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後1時12分)

議 長～ご異議ございませんので委員会案通り可決々定致します

議 長～日程に従いまして進行致します。

議 長～次は議案の30号を御準備願います。

議 長～基本財産積立金の積立停止についてを上程致します。

議 長～暫休憩致します。（午後12時08分）

議 長～再開致します。（午後12時09分）

議 長～本案に付ましては継続審議中でありましたのでさらに上程し議題といたします。

議 長～暫休憩致します。（午前10時10分）

議 長～再開致します。（午後12時11分）

議 長～議案30号に付ましては質疑並に討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議ありませんので質疑並に討論を省略して表決に移ります。

議 長～議案第30号 基本財産積立金停止について表決に移ります。

議 長～原案通り可決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～ご異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。（午後12時12分）

議長～吾質致します、(午後1時12分)

議長～午後の貴廷の最初に諮問3号那須市上水道導水管敷設契
更更及び当市内からの取水権限計画についてを上程致し
ます。

議長～本件は先に特別委員会の方に付託してありましたが、期
間延長要求書がまいつております、1応事務局長をして
朗読せしめます。

議長～質体意致します。(午後2時18分)

議長～再質致します。(午後2時20分)
特別委員会委員長の説明を求めます。

特別委員長～是今事務局長より読み上げた様に所定期間内の答
えが出来ておりませんので1応期間の延長を申し上げてお
りますが今までの1応経過を申し上げておきます、過去
去2ヶ月にわたりまして委員会を開いた訳であります
が、この間は那須市が水源開拓するため送水管の拡
張をやつておるという面で市当局並びに議会におきまし
て前後策をしなければいかんと云う事でございますが、
諮問3号によりまして特別委員会に付託なつた訳であります
が、委員会と致しましては取りあえず那須市の工事
をやめさせなけりやいかんと云う訳で当局に対して壁し
大れた訳でありますが、その時に市長職務代理者にある
所の松川氏並びに事務局長と私で3名那須市に文書を持
つて行つた訳であります、那須市におきましてはそうやう
いう事を検討するため文書を1応受け取りまして、そ
の当時議会におきまして那須市から1応前市長時代アン
ケートの賛成率を我々は現し出たんだですが、と云うこ
とでありますて文書で記しておると云う様な事があります
て我々その文書もさがした訳でありますが、後でこれはご報告申し上げますが、相当重要な問題を押倉せして
ある様であります、これはあくまでも公式文書じやなくて
向こうから来た文書でありますて、こちらにおきましてはなんらひ止してないという事であります、そういう

議長～再開致します。（午後12時15分）

議長～午後の日程の最初に諮問3号那覇市上水道導水管敷設妥
更及び当市内からの取水拡張計画についてを上程致します。

議長～本案は先に特別委員会の方に付託してありましたが、期
間延長要求書がまいりております。1応事務局長をして
朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。（午後2時18分）

議長～再開致します。（午後2時20分）
特別委員会委員長の説明を求めます。

特別委員長～只今事務局長より読み上げた様に所定期間内での審査
が出来ておりませんので1応期間の延長を申し上げて
ありますが今までの1応経過を申し上げておきます。過去
去2ヶ月間にわたりまして委員会を開いた訳であります
が、この問題は那覇市が水源開発やるために逆水管の援
張をやつてあるという面で市当局並びに議会におきまして
前後策をしなければいかんと云う事でございますが、
諮問3号によりまして特別委員会に付託なつた訳であります
が、委員会と致しましては取りあえず那覇市の工事を
やめさせなけりやいかんと云う訳で当局に対して申し
入れた訳でありますが、その時に市長職務代理者にある
所の松川氏並びに事務局長と私で3名那覇市に文書を持
つて行つた訳であります。那覇市におきましてはそういう
事を見討するため文書を1応受け取りまして、その
当時議会におきまして那覇市から1応前市長時代アン
ケートの照会事項を我々は申し出たんですが、と云うこと
であります文書で渡してみると云う様な事がありま
して我々その文書もさがした訳でありますが、後でこれは
報告申し上げますが、相当重要な問題を申合せして
ある様であります。これはあくまでも公式文書じやなく
て向こうから来た文書であります、こちらにおきまして
はなんらひ定してないという事であります。そういう

意味會において相手は英語はしてないので那霸市としては
これは認めたという形で受けている様であります。その後
法的に疑義が生じた場合は米軍あります、その面におき
まして法務用に対して疑義の照会を出したのであります。
その疑義の照会の内容は事前ににおいて使用した公有水面が
以後米軍の使用する所となり、その後間もなく企業者へ移
管し今日に至つたが、使用期間が満了している場合、米軍
と企業者との譲渡ゆずり受の行為によつて引継ぎ使用する
事が出来るか、と云うのと、もう一つはこれは公有水面で
あります。公有水面が10ヶ年という使用期限が過ぎてお
るんだが、これは途中米軍が~~法律~~によって古領的行為の
続続によつてやつた行為がそのまま譲渡によつて那霸市が
水を使用しておるが、その権利はどうかと云うのと、もう
一つは以前により住民使用中の公有水面の使用認可を受け
た企業者において使用期間中なんら使用せず放置された場
合の使用権の帰属について前又はの場合にいその他の方
法によつて同水面の住民使用を拒む事が出来るかという質
問であります。この面は1處公有水面であつて、この使用
期間中以後それは放置しておるんだが、その場合の処置或
は一部使用しておる所の部分におきまして、処置はされて
那霸市だけが取つておると住民には貸わせてないと云う
様な現状があるが法的に良いかどうかですね、これは公有
水面の場合でありますが、現状の収用法に基づく従来の
場合はどうかとこれは共有地或は私有地の場合でございま
す、これはどうか、前のは公有水面の場合のものでこれは
収用法による収用された場合並びに使用許可をもらった地
域であります。4番目は以前収用により使用し事業の被
をなしたがその後米軍の使用に伴い譲渡によつての変更が訴え
られた場合に放置された場所において使用権に基づいた
契約がなされないまに、現在米軍から譲渡した企業者が
使用している場合の処置又その変更に伴つて、旧場所が不
用とみなされるようになつたが貰受権者に対する通知表示
もない場合の貰受権者の取るべき処置、そういう事であります。これは放置された所の処置であります。これは収用
法によりますと収用されてから20ヶ年後は放置した場合
には元の所有者に通知をして返さなければいけないと云う
様になつておりますが、日本的话によりますとこれは3年

意味合において相手は反論はしてないので那覇市としてはこれは認めたという形で受けている様であります。その後法的に疑義が生じた問題が沢山ありまして、その面におきまして法務局に対して疑義の照会を出したのであります。その疑義の照会の内容は戦前において使用した公有水面が戦後米軍の使用する所となり、その後間もなく企業者へ移管し今日に至つたが、使用期間が満了している場合、米軍と企業者との用途ゆずり受の行為によつて引き継ぎ使用する事が出来るか、と云うのと、もう一つはこれは公有水面であります。公有水面が10ヶ年という使用期限が過ぎておるんだが、これは余申米軍が法行為によつて占領的行為の続継にまつてやつた行為がそのまま譲渡によつて那覇市が水を使用しておるが、その権利はどうかと云うのと、もう一つ旧慣例により住民使用中の公有水面の使用認可を受けた企業者において使用期間中なんら使用せず放置された場合の使用権の帰属について尙又使用の場合問い合わせの方法によつて同水面の住民使用を拒む事が出来るという質問であります。この面は1点公有水面であつて、この使用期間中戦後それは放置しておるんだが、その場合の処置或は一部使用しておる所の部分におきまして、処理が問い合わせをして那覇市だけが取つておると住民には使わせてないと云う様な現状があるが法的に良いかどうかですね、これは公有水面の場合でありますが、現状の収用法に基づく収用源の場合はどうかとこれは共有地或は私有地の場合でござります。これはどうか、前のは公有水面の場合のものでこれは収用法による収用された収用並びに使用許可をもらつた地域であります。4番目は戦前収用により収用し事業の施設をなしたが戦後米軍の使用に伴い施設に一部の変更が加えられた場合新たに設置された場所において収用例に基づいた契約がなされない間に、現在米軍から譲受した企業者が使用している場合の処置又その変更に伴つて、旧場所が不用とみなされるようになつたが買受権者に対する通知告示もない場合の買受権者の取るべき処置、そういう事であります。これは放置された所の処置でありますとこれは収用法によりますと収用されてから20ヶ年後は放置した場合には元の所有者に通知をして返えさなければいかんと云う様になつておりますが、日本の法によりますとこれは5年

以内の有効期間でありますから、沖縄法にはその期間がない訳であります、そういう面の疑惑ですね、農地の軍用令の適用を戦後によつて中断されたと思つたが、1952年立法までの間にあける経過措置、これは何ら法の中斷があつたかどうかという面であります、これは後で聞いを重てあります、法の中斷はないそうであります、6番目が取用法に基づいて使用した水稲地が、自然或は人為的な作用によつて駄水が出来なくなつて新たな水路を開発する場合例えそれが一部の変更の場合でも、他市町村内においては当然自治法143条の規定により、当該市町村の議会の議決を要すると思われるがどうか、これは他市町村に施設をする場合にはその市町村の議会の議決がいるという事であります、これはあくまでも住民に利害を及ぼす或は關係する場合といふ事になつておりますが、そういう手続をふんでないでそういうのがどうなつてているかと、もう1点は軍用地内における個人有地内において、軍の許可ののみによつて委管金庫設置が可能であるかどうか、それから又同条軍用施設内にそういう軍の了解によつて設置された場合、黒板をつた場合には、それは地主の意志で撤去出来るかどうかという様な法の解釈を法務局にお願いした訳であります、それは各輔が巡回局だという訳で、この前24日に一応呼ばれまして法の見解をある程度、貴方々の聞かんとする所はどこかという面で説明を受けた訳であります、ちよう度同じ問題が、項目は違いますが那覇市からも議論会が来ておりまして、その説明がそうとう日時を要すると、しかし法務局におきましては、あくまでも行政的指導の面までしか出来ないで後は、それがどうだという決定事項にまでは指導は出来ないという事であつて、那覇市の出た面も合せて今研究してあるから、この面におきましては、具体的にもう少し我々が分りやすい形に面を送つてその關係課との質問を出してくれという様な要望も24日は受けておりまして、後で委員会を開いてやろうという訳でちょうど戻前の定期会に本定期会までに報告する前に我々は受けを計であります、そこまで改めて府からの説明がまだ回答がございませんので、委員会の審査が続行出来なかつたので、次の定期会までの期間の

以内の有効期間でありますから、沖縄法にはその期間がない訳であります。そういう面の疑義ですね。戦前の取用令の適用を戦後によつて中断されたと思うが、1952年立法までの間における経過措置、これは何ら法の中斷があつたかどうかという面であります、これは後で聞いた事でありますが、法の中斷はないそうであります6番目が取用法に基づいて使用した水源地が、自然或は人為的な作用によつて取水が出来なくなつて新たな水源を開発する場合例えばそれが一部の変更の場合でも、他市町村内においては当然自治法143条の規定により、当該市町村の議決を要すると思われるがどうか。これは他市町村に施設をする場合にはその市町村の議会の議決がいるという事でありますが、これはあくまでも住民に利害を及ぼす或は關係する場合という事になつておりますが、そういう手続をふんでないのでそういうのがどうなつてあるかと、もう1件は軍用地内における個人有地内において、軍の許可をのみによつて公営企業設置が可能であるかどうか、それから又同条軍用施設内にそういう軍の了解によつて設置された場合、開放なつた場合には、それは地主の意志で撤去出来るかどうかという様な法の解明を法務局にお願いした訳であります、それは管轄が建巡局だという訳で、この前24日に一応呼ばれまして法の見解をある程度、貴方々の聞かんとする所はどこかという面で説明を受けた訳であります、ちょうど同じ問題が、項目は違いますが那覇市からも疑義照会が来ておりまして、その解明がそうとう日時を要すると、しかし法務局におきましては、あくまでも行政的指導の面までしか出来ないで後は、それがどうだという決定事項にまでは指導は出来ないという事であります那覇市の出た面も合せて今研究しておるから、この面におきましては、具体的にもう少し我々が分り安い様に凶面を送つてその関係課との質問を出してくれという様な要望も24日に受けておりまして、後で委員会を開いてやろうという訳でちょうど前の定例会に本定例会までに報告する様に我々は受けた訳であります、そこまで政府からの疑義がまだ回答がございませんので、委員会の審査が続行出来なかつたので、次の定例会までの期間の

延長を申出たいという訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後2時30分)

議長～再開いたします。(午後2時33分)

議長～本案につきましては、質疑討論を省略しテして表決に付します。

議長～本案についての審査期間延長を認める事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に付きました延長を認める事に決定いたします。

議長～議案第29号、1966年度貿易港市才入才出予算についてを上程いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議長～再開いたします。(午後2時52分)

議長～本案に対する提言者の趣旨説明を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時53分)

議長～再開いたします。(午後2時54分)

市長～施政方針で申し上げました様に本年度の市政を運営するに当たりまして別紙のとおり予算を提出した訳であります。これに付きますては、まだ暫定予算でありますので、予算の執行上色々困つておりますので、附来るだより早めに御審議いただきたい様、お願い申し上げます。更に各款項目に付きますては、当家の方から御説明をさせたいと思つております。以上であります。

延長を申出たいという訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後2時30分)

議長～再開いたします。(午後2時33分)

議長～本案につきましては、質疑討論を省略しまして表決に付します。

議長～本案についての審査期間延長を認める事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に付きましては期間延長を認める事に決定いたします。

議長～議案第23号、1966年度官野湾市才入才出予算についてを上程いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後2時34分)

議長～再開いたします。(午後2時52分)

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後2時53分)

議長～再開いたします。(午後2時54分)

市長～施政方針で申し上げました様に本年度の市行政を運営するに当たりまして別紙のとおり予算を提案した訳であります。これに付きましては、まだ暫定予算であります。予算の執行上でも困つておりますので、出来るだけ早めに御審議いただきます様、お願い申し上げます。更に各款項目に付きましては、助役の方から御説明をさせたいと思つております。以上であります。

助 税～只今市長の方から新年度予算についての大綱の御説明がございましたが、一応予算全体に対する総括的な説明をやつてみたいと思ひます。今回の予算は御承知の様に暫定9ヶ月間の予算がございまして、通常の会計年度でしたら9ヶ月後という事になりますとほとんど追加更正の段階であると、と申し上げますのは8月でもつて一応前年度の決算が帳簿上に整理される訳でありますので、8月後前年度の結果が出て後に一応年度の当初における追加更正というのがなされると、今回は予算そのものにおいては通常予算であります。そういうふうな傾向的に一応決算期も過ぎた後の予算であるというふうな事から内容的には通常の年度における最終的式は初会の更正的の中味も含まれた通常予算であるというふうな状態になつております。そのためには總予算からいたしますと、約30万\$通常の予算に比較いたしまして17万\$の増になつております。当初予算対当初予算の比較で行きまると17万\$余りの増になつておると、これは今申し上げました様な時期的のいわゆる通常予算編成の時期が終点で、いわゆる前年度の決算を過ぎた時期に通常予算が組まれたというのが、主な原因でございます。内容から申し上げますと工款の方では約25,000\$の増、この方は課税の客体のはあく、その位従来以上に一応客体はあくについて検査分なされておる訳でありますが、去つた2～9日前の本会議で可決していただきました様に今回所得税が更正されまして、それに關連する市町村税の中のいわゆる市民税が一応稅額が減つてくるといわゆる減税されたと、所得稅の兼稅に付帶いたしまして、市町村民稅の水のすから兼稅の対象になつてくるというふうな点から伸びにおいては15,000\$の増という様な状態になつております。それから交付稅がありますが、交付稅については今届は政府においても通常の300万\$内外から50～60万\$というふうにして交付稅自體の絶対量が着考して來ましたので、一応備用に対して交付稅備用に対する実績がすでに去つた立法院で可決されておりましす。そしてそれに基づいた、いわゆる算定で、只今交付稅で少々まだ数字において多少の懸案がござりますのは、交付稅の最終決定が12月でござります。そして12月には政府のいわゆる所得稅が政府において各市町村別の所得稅

助 役～只今市長の方から新年度予算についての大綱の御説明がございましたが、一応予算全体に対する総括的な説明をやつてみたいと思います。今回の予算は御承知の様に暫定3ヶ月間の予算がございまして、通常の会計年度でしたら3ヶ月後という事になりますとほとんど追加更正の段階であると。と申し上げますのは8月でもつて一応前年度の決算が帳簿上に整理される訳でありますので、8月後前年度の結果が出て後に一応年度の当初における追加更正というのがなされると、今回は予算そのものにおいては通常予算でありますが、そういうふうな時期的に一応決算期も過ぎた後の予算であるというふうな事から内容的には通常の年度における最終的或は初会の更正的な中味も含まれた通常予算であるというふうな状態になつております。そのために総予算からいたしますと、約50万\$通常の予算に比較いたしまして17万\$の増になつております。当初予算対当初予算の比較で行きますと17万\$余りの増になつておると、これは今申し上げました様に時期的にいわゆる通常予算編成の時期が現時点で、いわゆる前年度の決算を過ぎた時に通常予算が組まれたというのが、主な原因でございます。内容から申し上げますと1款の方では約15,000\$の増、この方は課税の客体のはあく、その他従来以上に一応客体はあくについては充分なさておる訳でありますが、去つた2～3日前の本会議で可決していただきました様に今回所得税法が改正されまして、それに関連する市町村税の中のいわゆる市民税が一応税率が減つてくるといわゆる減税されたと、所得税の減税に付帶いたしまして、市町村民税のおのづから減税の対象になつてくるというふうな点から伸びにおいては15,000\$の増という様な状態になつております。それから交付税がありますが、交付税については今回は政府においても通常の300万\$内外から35～60万\$というふうにして交付税自体の絶対量が増えて來ましたので、一応需用に対して交付税需用額に対する基準がすでに去つた立法院で可決されております。そしてそれに基づいた、いわゆる算定で、只今交付税で少々まだ数字において多少の懸案がござりますのは、交付税の最終決定が12月でございます。そして12月には政府のいわゆる所得税が政府において各市町村別の所得税

が一応調定される訳であります。その調定額が交付税との、いわゆる基準財政収入額ですが、その取扱の決定資料になつて來るので、その意味で取扱について多少複数の相違はあると思ひますが、しかし総体的な形の伸びからいたしまして別紙で添付してございます。予算説明資料にござります。交付税の算定要領で大体は理解いただけるというふうに考えておられます。それから第3款の公営企業及び財産收入においては、今度政府の方で従来の土地の買い上げ、いわゆる中部商業の買い上げでありますが、この方が政府提案、その後の立法院における調整でもつて説明書にござります様に、大体3万\$位の見込みがなされておるというふうな資料が得られておりますので、そういう面の増が主体でございます。それから、その外政府支出金、これは自賛特物が増大して来て新たにそういう工事關係の資源費用が特に多くなつて来たというふうな事であります。それから繰り入れ金でござりますが、この方は水道特別会計を発起される場合にその場合に一般会計から繰り出してございましたので、大体水道事業においてもき道に乗つておるというふうな、き道に乗りつつあるというふうな事で、財政的には還元しても大丈夫だというふうな見通しの下に、特別会計からの繰り入れがあると、他会計からの繰り入れが、15,000\$余り 19,000\$ですか、そういうふうな繰り入れが新たに加わつて來たと、それからこの通信予算で繰越金等の場合は通常の年は6月においては概算といふものが立てられませんのではとんど費目存置になつておりますが、決算終了時期という意味から 18,000\$余りが繰越として当初予算に計上されたと、それから市債が今申し上げました 50,000\$ 大体以上が才入の主な伸びでござります。そうしますとちょっと繰り返す様でございますが、才入全般からいたしまして、通信のいわゆる第1回目の更正時期にひつてきする様な状態の通信予算であるというふうな額で 170000\$ の増というふうになつておりますが、これは今時期的にそういうふうな当初予算で普通計上不可能な内容まで計上されたという状態でございます。そうしますと実質的な計上、取扱の増と云うのは、いわゆる税と交付税それから交付金こういいうのが実質計上取扱の増でございます。これを財源別に検

が一応調定される訳であります。その調定額が交付税との、いわゆる基準財政収入額ですか。その収入額の決定資料になつて來るので、その意味で収入額については多少積算の相違はあると思いますが、しかし総体的な件の伸びからいたしますと別紙で添付してございます。予算説明資料にござります。交付税の算定要領で大体は理解いただけるというふうに考えております。それから第3款の公営企業及び財産収入においては、今度政府の方で従来の土地の買い上げ、いわゆる中部商業の買い上げであります。この方が政府提案、その後の立院における調整でもつて説明書にござります様に、大体3万\$位の見込みがなされておるというふうな資料が得られておりますので、そういう面の増が主体でございます。それから、その外政府支出金、これは日政援助が増大して来て新たにそういう工事関係の資料費用が特に多くなつて來たというふうな事であります。それから繰り入れ金でございますが、この方は水道特別会計を発促させる場合にその場合に一般会計から繰り出してございましたので、大体水道事業においてもき道に乗つておるというふうな、き道に乗りつつあるというふうな事で、財政的には還元しても大丈夫だというふうな見通しの下に、特別会計からの繰り入れがあると、他会計からの繰り入れが、15,000\$余り 13,000\$ですか。そういうふうな繰り入れが新たに加わつて來たと。それからこの通常予算で繰越金等の場合は通常の年は6月においては概算というものが立てられませんのではとんど費目存置になつておりますが、決算終了時期という意味から 18,000\$余りが繰越として当初予算に計上されたと。それから市債が今申し上げました 50,000\$ 大体以上が才入の主な伸びでございます。そうしますとちょっと繰り返えす様でございますが、才入全般からいたしますと、通常のいわゆる第1回目の更正時期にひつてきする様な状態の通常予算であるというふうな事で 170000\$ の増といふうになつておりますが、これは今時期的にそういうふうな当初予算で普通計上不可能な内容まで計上出来たという状態でございます。そうしますと実質的な計上、収入の増というものは、いわゆる税と交付税それから寄附金こういうのが実質計上収入の増でございます。これを財源別に検

129

討いたしますと、この財源の見方は色々ござりますが、予算説明資料の3枚目にござります。自己財源と基本財源の見方この方は大体自己財源として72%、それから依存財源が28%と大体そういうふうな割合の収入財政構成になつております。ここで問題になりますのは自己財源と依存財源の見方であります。市町村交付税、この方は県方によつては依存財源だというふうな見方もござりますけれども、しかしこれは法律的に当然財政信託がたりない分、いわゆる財政需要が多すぎて輸入がまといないというふうな法律的にもらえる事になつております。又政府もこれは支給する義務がござりますので、ほとんどの本土の市町村の見方、それからそういう所においても大体自己財源という見方で取り扱われております。そういうふうな内容で財源別に見ますと今申し上げました72%と28%位の比率に行つてあるというふうな予算内容になつております。それからこの予算説明資料の中にござりますが、一応暫定予算7月、8月、9月の暫定予算に対する執行の状況が示してござりますが、この方が約62%，64～5%の予算執行状況になつております。この方は9月の提案当時の12月現在でござりますが、約60%位の執行済みだというふうを率で申しております。これが大きく予算の形を左右しておりますのは、4款の土木費の52,000\$。この方は当初予算で暫定額で計上を認めていたただきました区画整理地の第2地区の第2工区ですが、その日改鑑助による道路これ整備期的に9月までには間に合わなかつたというふうな事が、バーセンテージを左右してある大きな内容になつております。それで才入においては大体以上が総括的な内容になつております。尙ほ部については又御質疑にお答えする事にいたしまして次は支出の主要な状況を御説明申し上げます。支出については総括的な面を申し度すを、この良く予算審議の場合には経費別の才出予算の状況、いわゆる経常的な計費と、これから投資的な計費をうち分ける分析が非常に重要な課題になつて来る點であります。これでこれも予算説明資料の3でござますが、一般会計の才出款別総括表6です。経費別才出予算、比較表この6で各つて大体廻しております。この方もちよつと結果を

討いたしますと、この財源の見方は色々ございますが、予算説明資料の3枚目にございます。自己財源と基本財源の見方この方は大体自己財源として72%，それから依存財源が28%と大体そういうふうな割合の収入財政構成になつております。ここで問題になりますのは自己財

源と依存財源の見方ですが、市町村交付税、この方は見方によつては依存財源だというふうな見方もございますけれども、しかしこれは法律的に当然財政需要がたりない分、いわゆる財政需要が多すぎて収入がたりないというふうな法律的にもらえる事になつております又政府もこれは支給する義務がございますので、ほとんどの本土の市町村の見方、それからそういう所においても大体自己財源という見方で取り扱われております。そういうふうな内容で財源別に見ますと今申し上げました72%と28%位いの比率に行つておるというふうな予算内容になつております。それからこの予算説明資料の中にございますが、一応暫定予算7月、8月、9月の暫定予算に対する執行の状況が示してございますが、この方が約62%，64～5%の予算執行状況になつております。この方は9月の提案当時の12日現在でございますが、約60%位いの執行済みだというふうな事であります。これが大きく予算の%を左右しておりますのは、

4款の土木費の52,000\$この方は当初予算で暫定予算で計上を認めていただきました区画整理地の第2地区の第2工区ですか。そこの日政援助による道路これ娘時期的に9月までには間に合わなかつたというふうな事が、パーセンテージを左右しておる大きな内容になつております。それで才入においては大体以上が総括的な内容になつております。尚細部については又御質疑にお答えする事にいたしまして次は支出の主な状況を御説明申し上げます。支出については総括的な面を申しますと、この良く予算審議の場合には経費別の才出予算の状況。いわゆる経常的な計費と、それから投資的な計費そういう分折が非常に重要な課題になつて来る訳であります。それでこれも予算説明資料の3でございますが、一般会計の才出款別総括表6です。経費別才出予算、比較表この6でもつて大体何しております。この方もちよつと補足を

申し上げたいのは多少見方というもののあるいわゆる通常的な計費であるという見方、それから投資的経費であるという見方、色々あると思いますが、その内分りと申しまして計上的な計費は人件費、それから車両的経常費、この方は旅費とか交際費或はそういうふうな分類のものであります。通常上のものは人件費、これは人件費的経営費、それからその他行政運営費、それから交際費、今度は負担金、補助金この場合は通常の団体補助金であります、それから投資的計費では工事費はお論であります。原材料費、施設費それから積立金これは財産關係の増成積立金であります。それから繰替金、それから負担金、補助金この方は例えば経済團体の、いわゆる商業奨励の補助金とか或は投資的な補助金、衛生事業費、衛生工事或は參そび場とか、そういうふうな補助金、これは投資的計費という見方であります。それから委託料これは施設關係の区画整理事業を行う前の前の段階における計画圖面作成、或は測量その他の委託料であります。それからその他というふうにして、分類してございますが、こういう比較率で行きますと大体 260,000\$ に対して 240,000\$ の投資的計費、これ 230,730\$ にたつておりますが、240,730\$ であります。というふうな予算内容になつてあります。才出における通常的経費と投資的計費の分類においては 260,000\$ に対して 240,000\$ 位の増になつております。というふうな内容になつております。それから款別に御説明申し上げまことに議会費においては特に収つた増或は減はございません、只給与の改善それは給与の改善でござりますが、主な増になつてあります。それから役所費においては 空縕 費のいわゆる庁舎の改築費、この方に 27,000\$ の庁舎改築を行つていうのが 2 款の役所費全体から見ました場合の大きな予算の変換になつております。それから 3 款の消防費におきましては、多年の懸案でございましたひる、夜寒行の半数交代制、現在 9 名の職員を体制止まだ 9 名欠員がござりますので、後 3 名増員いたしましてひる、夜を通しての 24 時間勤務の半数交代制に消せます。防寒勢を切り替えて行つたという点、それから今度は、財政援助、政府助成による消防車の購入、施設費でございます。この方が約 55% から 60%、その金額について

申し上げたいのは多少見方というもののあるいわゆる経常的な計費であるという見方、それから投資的な経費であるという見方、色々あると思いますが、その内分けといたしまして計上の計費は人権費、それから事務的経常費、この方は旅費とか交際費或はそういうふうな部分類のものであります。通常上のものは人権費、これは人権費的経常費、それからその他行政運営費、それから交際費、今度は負担金、補助金この場合の何は通常の団体補助金であります。それから投資的計費では工事費はち論であります。原材料費、施設費それから積立金これは財産関係の増成積立金であります。それから繰替金、それから負担金、補助金この方は例えば経済関係の、いわゆる産業奨励の補助金とか或は投資的な補助金、衛生費事業費、衛生工事或はあそび場とか、そういうふうな補助金、これは投資的計費という見方であります。それから委託料これは建設関係の区画整理事業を行う前のその前の段階における計画図面作成、或は測量その他の委託料であります。それからその他というふうにして、分類してございますが、こういう比較率で行きますと大体 260,000\$ に体して 240,000 \$ の投資的計費、これ 230,730 \$ になつておりますが、240,730\$ であります。というふうな予算内容になつております。才出における経常的経費と投資的計費の分類においては 260,000 \$ に対して 240,000 \$ 位いの増になつております。というふうな内容になつております。それから款別に御説明申し上げますと講会費においては特に變つた増或は何はございません。只給与の改善それは綴ての給与の改善でござりますが、主な増になつてあります。それから役所費においては栄善費のいわゆる庁舎の改築費、この方に 27,000\$ の庁舎改築を行うというのが 2 款の役所費全体から見ました場合の大きな予算の変換になつております。それから 3 款の消防費におきましては、多年の懸案でございましたひる、夜勤行の半数交代制、現在 9 名の職員を条例上まだ 9 名欠員がございますので、後 3 名増員いたしましてひる、夜を通しての 24 時間勤務の半数交代制に消防態勢を切り替えて行つたという点、それから今度は、自政援助、政府助成による消防車の購入、施設費でございます。この方が約 55% から 60%，その金額について

ては説明書にござりますので、そういうふうな施設費の新たな事業、この2点が3款の消滞費における予算の新従来との大きな變つた点でござります。それから4款の土木費におきましては、各目別に沢山變つた点がある銀であります。こちらの方で4款の1項道路橋梁費の1目の道路維持修善費、こちらにおいては原材料費と工事請負費、これは市の直営工事でござります。それから2目の道路新設改良費、これに政府助成事業が2ヶ所で市の草獨工事が10,000\$というふうに計上されたのが、新らしい内容であります。それから橋梁新設費においても従来弊社から陳情のありました学校道路の橋梁、この工事關係が新たに計上されております。それから需要費調査費都市計画費、2項の都市計画では施政方針にもございました様に24節の工事請負費に1,300\$の市草獨工事が計上されております。尚これらの内訳については又後で御質疑にお答えしたいと思います。それから5目を新たに設定いたしまして区画整理事業費をこちらの方に計上してみると、8,636\$の新目を設定したというふうな内容の違いがあります。それから2款におきましては御承知の様にこれも多年の懸案であります旧保育所關係6項の保育所費を新たに項目設定いたしまして保育所の管理費と、それから保育所建設費を計上してございましてこの保育所管理費は建設完了が9月の予定で約10月期の準備期間を置きまして9月から開始する予定の予算試算計上であります。それから負担金及び補助金でござりて大変増額になつております。数字的には6,600\$の増になつておりますが、この内容は去年の途中の追加更正で出て来ました市債と間違いました。中部商業敷地跡次の市債を開通いたしました。教育委員会の補助金、そ次才入てもつてまだ教育委員会からの、いわゆる賃貸料として受けれるというふうな点が、いわゆる当初予算に計上されたというものが大きな増になつております。それから保健衛生費、保健衛生費におきましては、換掛費の所に新たに衛生施設關係の費用を計上したというのか、主な増額の内容になつて來ります。その外新規都市推進費の新たに項目を新設を行つたとさうまでござります。この新規都市推進費に付きましたは、みの推進に付帯する事業というものは予算の各項目に組まねる銀であります。

ては説明書にござりますので、そういうふうな施設費の新たな事業、この2点が3款の消防費における予算の総従来との大きな變つた点でございます。それから4款の土木費におきましては、各目別に沢山變つた点がある訳であります。こちらの方で4款の1項道路橋梁費の1目の道路維持修善費、こちらにおいては原材料費と工事請負費、これは市の直営工事でございます。それから2目の道路新設改良費、これに政府助成事業が2ヶ所で市の単独工事が10,000\$というふうに計上されたのが、新らしい内容であります。それから橋梁新設費においても従来幾つか陳情のありました学校道路の橋梁、この工事關係が新たに計上されております。それから需要費調査費都市計画費、2項の都市計画では施政方針にもございました様に24節の工事請負費に1,300\$の市単独工事が計上されております。尚これの内訳については又後で御質疑にお答えしたいと思います。それから3目を新たに設定いたしまして区画整理事業費をこちらの方に計上しておると、8,636\$の新目を設定したというふうな内容の違いがあります。それから5款におきましては御承知の様にこれも多年の懸案でありました保育所關係6項の保育所費を新たに項目設定いたしまして保育所の管理費と、それから保育所建設費を計上してございますこの保育所管理費は建設完了が4月の予定で約10月間の準備期間を置きまして5月から開所する予定の予算積算計上であります。それから負担金及び補助金でここで大変増額になつております。数字的には6,600\$の増になつておりますが、この内容は去年の途中の追加更正で出て来ました市債と関連いたします。中部商業敷地購入の市債と関連いたします。教育委員会の補助金、そして才入てもつてまだ教育委員会からの、いわゆる賃貸料として受けるというふうなあの何が、いわゆる当初予算に計上されたというのが大きな増になつております。それから保健衛生費、保健衛生費におきましては、清掃費の所に新たに衛生施設關係の費用を計上したというのが、主な増額の内容になつております。その外健康都市推進費の新たに項目を新設を行つたという事でございます。この健康都市推進費に付きましては、その推進に付帯する事業というものは予算の各項目に組まれる訳であります

すが、これは健闘都市推進をするための運営費的分野をこの項目に計上したという新たな項目設定であります。それから産業経済費、商業経済費で主な変つた点は第1項の商業振興費、貿易振興費の方で共進会の掛方を変更を予算の積算計上をしたということが商業振興費の頭で金額において増額した大きな内容になつております。それと新たに又区共進会奨励費一計上、それから4項の商工観光費、この方が従来商工会に対する前年度においては2,500\$の増になつたが、補助だつたのが全体的に8,000\$余の予算が新たに計上されたと、これは補助金だけじゃなしに觀光事業費を新たに設定、それから講習会、商工展示会、それから商工業実態調査、街路むら植き費、それから街路灯設置奨励費、それから行事誘致費、これは識別書で後で又補助を申し上げます。行事誘致費、市内にいわゆる全通的な行事、そういうのを極力誘致して市の商工業の進展を図るというふうな行事の誘致、そういうのが新たな目設定となりまして約5500\$の商工観光費に対する増額というふうな予算計上になつております。それから8款の財産費でございますが、この方は土地購入費というものが、新たに計上されると、そこでこの土地購入費に予算説明にちぎります様に保育所、それからあそび場、それからやれいのどう立地保育地、そういうものの施設の建設用地として、土地購入費が23,000\$計上されただというのが財産費の主な新設でござります。それから選舉費、この方は実質的に管理費と、それから市長選舉費、この方は実質的にそれつき残り、残りをここに計上いたしております。それから立法院選舉費の場合は、これは予算上は市の予算に計上する訳であります。費用自体は政府の方から全部委託すると、トンネルの計上でございます。次の20款でござりますが、この公債費これは御承知の様に従来の予算に比較いそしむと32,000\$の増になつております。この内容は中部商銀の30,000\$、それから今度新たに起債いたしまして、50,000\$に対する元金利見、それから従来の既設すでに過償されております、と場所、市から従来の既設すでに過償されておりますが、今年度まで計上すると主場所が最終年度であります。今年度まで計上すると主場所の内春は当初予算に比較いたしまして、中部商銀の土地購入費の償還、それから今年度の50,000\$の市債

すが、これは健康都市推進をするための運営費的分野をこの項目に計上したという新たな項目設定であります。それから産業経済費、産業経済費で主な変つた点は第1項の産業振興費、産業振興費の方で共進会の持方を変えた予算の積算計上をしたということが産業振興費の所で金額において増額した大きな内容になつております。それと新たに又区共進会奨励費 計上、それから4項の商工観光費、この方が従来商工会に対する前年度においては2,500\$の増になつたが、補助だつたのが全体的に8,000\$余の予算が新たに計上されたと、これは補助金だけじやなしに観光事業費を新たに設定、それから講習会、商工展示会、それから商工業実態調査、街路じゆ植さい費、それから街路灯設置奨励費、それから行事誘致費、これは説明書で後で又補足申し上げます。行事誘致費、市内にいわゆる全瑞的な行事、そういうのを極力誘致して市の商工業の進展を図るというふうな行事の誘致、そういうのが新たな目設定となりまして約5500\$の商工観光費に対する増額というふうな予算計上になつております。それから8款の財産費でございますが、この方は土地購入費というのが、新たに計上されたと、それでこの土地購入費は予算説明にもござります様に保育所、それからあそび場、それからいれいのとう建立用地、そういうものの福し施設の建設用地として、土地購入費が23,000\$計上されたというのが財産費の主な新たな計上でございます。それから選舉費については、これは管理費と、それから市長選舉費、この方は実質的に使つた残り、残りをここに計上いたしております。それから立法院選舉費の場合には、これは予算上は市の予算に計上する訳でありますが、費用自体は政府の方から全部委託すると、トンネルの計上でございます。次の10款でございますが、この公債費これは御承知の様に従来の予算に比較いたしまして32,000\$の増になつております。この内容は中部商業債の30,000\$、それから今回新たに起債いたします。50,000\$に対する元金利息、それから従来の既設すでに起債されております、と場債、市場債が最終年度でありますが、今年度まで計上すると主な増額の内容は当初予算に比較いたしますと、中部商業の土地買入債の償還、それから今年度の50,000\$の市債

に対する懇意が主な點になつております。それから 11 款の諸支出金こちらで増額になつておりますのは、2 項雑用の事務委託費、こちらの方で補助金をいう段がござりますが、この補助金の中に従来の行政区再編によつて新たに新設された 4 行政区がござりますが、その行政区を年次計画でもつて事務所建設の援助をするというふうな事で今年度の 1 ケ所分がこちらに追加計上されであります。12 款に至りてはそういう面が今回の予算の新たな計上の内容になつております。総括いたしまして約 50 万 \$ の総予算になつてあるというふうにななります。がここでちよつと申し上げたいのは今回は計上予算、いわゆる当初予算の計上予算でございますが、7 月 8 月 9 月のいわゆる暫定予算をきり替する新たに、この予算にきり替する計上予算でございますがそれで暫定予算の中ですでに執行済み、その他の分も譲てこの予算にきり替して、そして新年度の予算として総括的な運用をして行くというのが今回の予算の主な内容でござります。なるべく詳しい説明或はそういう細部についてでは御質疑に答えた方が良いと思いますので、一応概略、総括的を予算の説明を打ち切らせていただきまず、よろしく御審議をお願いします。

議長～暫休憩いたします。（午後 3 時 24 分）

議長～再開いたします。（午後 3 時 35 分）

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後 3 時 36 分）

議長～再開いたします。（午後 3 時 55 分）

議長～本日の会議は全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚開日は午前 3:00 時より会議を開くことにいたしました。

議長～散会（午後 3 時 56 分）

に対する償還が主な増になつております。それから 11 款の諸支出金こちらで増額になつておりますのは、3 項雜出の事務委託費。こちらの方で補助金という段がございますが、この補助金の中に従来の行政区再編によつて新たに新設された 4 行政区がございますが、その行政区を年次計画でもつて事務所建設の援助をするというふうな事で今年度の 1 ケ所分がこちらに追加計上されております。11 款においてはそういう面が今回の予算の新たな計上の内容になつております。総括いたしまして約 50 万 \$ の総予算になつてあるというふうにながりますがここでちよつと申し上げたいのは今回は計上予算、いわゆる当初予算の計上予算でございますが、7 月 8 月 9 月のいわゆる暫定予算をきゆ収する新たに、この予算にきゆ収する計上予算でございますので暫定予算の中ですでに執行済み、その他の分も總てこの予算にきゆ収して、そして新年度の予算として総括的な運用をして行くというのが今回の予算の主な内容でございます。なるべく詳しい説明或はそういう細部については御質疑にお答えした方が良いと思いますので、一応概略、総括的な予算の説明を打切らせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長～暫休願いたします。(午後 3 時 24 分)

議長～再開いたします。(午後 3 時 35 分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休願いたします。(午後 3 時 36 分)

議長～再開いたします。(午後 3 時 55 分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これを以つて本日の会議を終ることにいたします。
尚明日は午前 10 時より会議を開くことにいたします

議長～散会(午後 3 時 56 分)